

## オオキンケイギクについての法律の内容と取り扱い方法

- ◆ 指定外来生物は①飼育・栽培・保管・運搬、②販売・輸入、③野外に放ち、植え又はまくことが禁止されます。

＜植物の場合、禁止となる①の栽培と、③の植え又はまくこととを具体的にいうと・・・＞

1. 現在プランター・花壇に植えているものを、育てることはできません。
2. 庭や敷地に過去に植えたもの・勝手に生えてきたものを放置しても①栽培にはあたりませんが、水をやったり、周囲の他の植物を取り除いて花の株を残したりすれば①栽培していることとなりますので、できません。
3. 広い庭や敷地であって管理できない場所に「生えている」ことは違反ではありません。  
(本来は許可を受けた飼育・栽培の場合でも、繁殖させず一代限りとなっています。ただし現状では、駆除できない状況の場合、何年も放置されてもしかたありません。しかし、分布の拡大を防ぐことが望ましいため、周囲に拡散することは極力避けるように努力してください。)
4. ③ 今から植える・植え替える・種をまくことはできません。

＜その他の注意点＞

- ◇ 生えている花の株を抜いて、生かしたまま持ち帰ることは運搬の規制の違反になります。
- ◇ オオキンケイギクの場合、切り花は対象になりませんが、成熟した種子があったら、持ち運ぶことはできませんので、すぐ処分してください。
- ◇ 飼育・栽培には、特別な許可が必要です。
- ◇ 違反した場合は、懲役や罰金などが適用される場合があります。

- ◆ 個人の場合、これからどのような扱えばよいか（周南市の場合）

- ・刈払いした場合、法律の規制はありません。燃えるゴミ袋に入れ、燃えるゴミの収集日に出して下さい。
- ・根元から引き抜いた場合で、量が少ないときは、種がこぼれないようにすぐに燃えるゴミ袋に入れて密閉し、燃えるゴミの収集日に出して下さい。
- ・根元から引き抜いた場合で、量が多いときは、種がこぼれないようにすぐに燃えるゴミ袋に入れて密閉し、燃えるゴミの収集日に数回に分けて出すか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し処分してください。（問合せ／周南市環境政策課・廃棄物リサイクル課）
- ・広い敷地に繁殖している場合、周囲に拡大するおそれがあれば、分布の拡大を防ぐことが望ましいことです。できる範囲で、刈払い・引き抜きなどを行い、上記と同様に処分して下さい。（河川敷や河川に種子が逸出する可能性のある場所は特に注意。）

- ◆ 本来自治体の管理している公園・道路側の緑地帯・法面などについて、町内会・公園愛護会・NPOなどが処分する場合は、「まず管理者に連絡してください」。

（連絡先／公園・街路樹下—都市整備課公園係、市道—道路課道路維持係、  
県道—山口県周南土木建築事務所、国道—国土交通省山口河川国道事務所）

※ 上記の内容は環境省自然環境局野生生物課に問い合わせで作成しています。

## ◆ なぜ、「きれいな花」なのに、植えてはいけないのでしょうか？！

どうして「見た目がきれいで、周囲の人にも愛されている」オオキンケイギクが、特定外来生物に指定され、刈り取られなければならないのでしょうか。

- ☆ 植物の場合、**外来種**は「**帰化植物**」とよばれて、「**日本の野草**」の一部にされています。
- ☆ 「**帰化植物**」は、**観賞・薬草・園芸用に輸入・栽培されたものの野生化、牧草や家畜の飼料に混入したものの野生化、道路の法面や埋立地の緑化用として利用され野生化したものがほとんどです（1998年で1300種以上）。**

開発や放棄地など様々な理由で生育環境が変わったことも原因の一つですが、これらの「**帰化植物**」は、いつのまにか各地に広がってしまい、気がつかないうちに私たちの周りやその地域に**本来いるはずの在来の野草**がいなくなりつつあるのです。

- ☆ **オオキンケイギク** は北アメリカ原産で**明治時代の中頃に渡来**しました。戦後は各地で利用され、「**特攻花**」と呼ばれたりして親しまれている所もあります。が、河川敷などで大群落を作り、各地で在来の野草を駆逐し生態系を壊して問題になっています。

## ◆ 今、私たちがすべきこと——大切なのは扱う人の意識——

オオキンケイギクなどのように、今特別に指定されたものだけが問題なのではありません。今まで、私たちは地域の自然の大切さをあまり意識せず、人間のライフスタイルの都合に合わせ、周囲の自然環境を変えてきました。いろいろな場面で「**帰化植物**」の一部も有益に使われたこともあります。しかし、特に戦後は交通網の発達などもあり、輸入される量も増加し、拡大する範囲やスピードが早くなってきています。

「きれいだから抜かずに増やしたい・・・」「花いっぱい運動の善意で・・・」、また最近ではガーデニングやハーブ栽培など、あまりに多くの外来植物が氾濫していますが、次々に新しい種を植えたり、いつの間にか生えてきたものを抜かずにほっておいてよいのでしょうか。指定種以外の「**帰化植物**」も「**移入種**」も「**園芸植物**」も、自然環境への影響を考え、むやみに周囲に拡がらないよう管理することが必要になってきています。

外来種が侵入してしまうなど一度壊れた自然は、長い時間をかけないともとには戻りません。

これからは「**将来にどのような自然を残したいか**」を考えて行動し、**それぞれが責任を持って植物を管理し、私たちの地域の自然環境を守っていきましょう。**

### < 外来生物被害予防3原則 >

**「入れない」～ 悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない**

**「捨てない」～ 飼っている外来生物を野外に捨てない**

**「拡げない」～ 野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない**

# 山陽小野田市における外来植物分布調査(2007 年度)ー1 オオキンケイギク

山口県環境アドバイザー 美濃和信孝

## 1. はじめに

オオキンケイギク (*Coreopsis lanceolata*) は北アメリカ (ミシガン～フロリダ、ニューメキシコ州) 原産のキク科の外来植物で、日本には 1880 年代 (明治時代の中ごろ) に渡来した。戦後は観賞用、緑化用として各地で利用が盛んになり、それに伴って河川敷などで大群落をつくり、各地で在来の野草を駆逐し生態系を壊して問題になっている。そのため、2006 年 2 月 1 日から「外来生物法」に基づいて第 2 次特定外来生物に指定され、栽培、保管、運搬、販売などが禁止されるに至った。

被害をもたらす要因としては大きく分けて次の二つが挙げられる。<sup>1)</sup>

### (1) 生物学的要因

#### ●環境への適応性

- ・温帯に分布する
- ・路傍、河川敷、線路際、海岸などに生育する。

#### ●種子生産と分散力

- ・開花期は 5～7 月。頭状花。虫媒花。瘦果をつける。

### (2) 社会的要因

#### ●八重咲きの矮生種が増え、鉢植えや花壇に利用されている。

#### ●強健で冬季のグランドカバー効果が高く、花枯れ姿が汚くないなどの理由で、ワイルドフラワー緑化で最も多く使われているものの一つである。道路の法面緑化等に近年大量に使用されるようになった。緑化用のポット苗としての生産・流通がある。

本調査は、対象地域における本種の広域的な分布状況を明らかにすることにより、本種がいかにして分散・拡大していったか、その主たる要因は何であることを明らかにすることを目的として行った。

本調査は、地球環境基金の助成を受けて行われた。

## 2. 調査地および方法

### (1) 調査地

調査対象地は、山口県山陽小野田市全域である。本種は緑化用としての目的で広く用いられる。そこで道路と河川沿いを中心に市内全域を調査した。

### (2) 調査方法と調査期間

自動車を使って道路沿いのオオキンケイギクを目視で調査し、分布地を 1 万 5 千分の 1 の地図にプロットしていった。数株の分布地は点として、分布地が道路沿いに長く伸びている場合は地図上に線としてプロットした。面的に群落が広がっている場合も、群落の幅は考慮せず、一次元的に線として地図上に表現した。

調査期間は、2007 年 5 月 26 日、6 月 2 日の 2 日間である。